

南島原にゆーす ☎(深江・布津)県央県南広域環境組合 ☎0957(35)8200
(有家～加津佐)南島原市 環境課 ☎050(3381)5041

ごみ処理手数料が変わります

4月1日から、燃えるごみを直接搬入する際の処理手数料を改定します。

深江・布津地区	〈改定前〉	→	〈改定後〉
直接搬入(家庭系)	50kgまで200円	→	50kgまで190円
	50kg超過10kg毎に40円加算	→	50kg超過10kg毎に38円加算
直接搬入(事業系)	100kgまで600円	→	100kgまで571円
	100kg超過50kg毎に300円加算	→	100kg超過50kg毎に286円加算

※上記料金は消費税が加算されます(10円未満切り捨て)。

有家～加津佐地区	〈改定前〉	→	〈改定後〉
直接搬入(家庭系)	50kgまで200円	→	50kgまで205円
	50kg超過10kg毎に40円加算	→	50kg超過10kg毎に41円加算
直接搬入(事業系)	100kgまで600円	→	100kgまで616円
	100kg超過50kg毎に300円加算	→	100kg超過50kg毎に309円加算

※上記料金は消費税を含んだ金額です(10円未満切り捨て)。

教えて!国民年金 保険料免除申請対象期間の拡大

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより、保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになります。

- これまでは、過去分の国民年金保険料の免除申請ができる期間は直前の7月(学生納付特例は直前の4月)までの1年以内でした。
- 4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

失業などの特例免除の対象期間も拡大

- 失業・災害などを理由とした免除(特例免除)は、これまで申請時点の年度または前年度に失業・災害などの理由があることが条件となっていました。
- 平成26年4月からは、失業・災害などがあった月の前月から、その年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。

申請方法は?

お近くの年金事務所、または市役所および各支所へ申請してください。必要な添付書類など、詳しくはお問い合わせください。

※免除とは、全額免除・3/4免除・半額免除・1/4免除・若年者納付猶予・学生納付特例のことです。

☎日本年金機構 南島原支所 ☎0957(25)1666
南島原市 保険年金課 ☎050(3381)5039 または 各支所

自分のライフステージ(世代)に応じて取り組みましょう

	乳幼児期(0～5歳)	学齢期(6～18歳)	青年期(19～39歳)	壮年期(40～64歳)
食育の推進	家庭、学校、保育所などにおける食育の推進		地域における食生活の改善	
	子どもの食事に気を配ろう	食育に関心を持とう		
		食べ物の働きを知り、食事のバランスを考えよう	バランスの良い食事をしよう	
	朝ごはんを毎日食べよう			
	食べ物の好き嫌いをなくそう			
	生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化など			
	食材の旬を知って、ふれる機会を増やそう	地場産品に興味を持ち、活用しよう		
	食文化の継承(郷土料理や行事食について)			
	子どもにつくってあげよう	知ろう	関心を持って、継承しよう	



ひまわり健康づくり運動

市民の皆さんの“こころと体”“歯・口腔”の健康づくりを応援します

地域の関係機関・団体の協力を得て、市民の皆さんのセルフケア能力を高める支援と主体的な健康づくりを進める環境の整備を推進します。



ひまわり食育推進運動

市民の皆さんのより良い“食”への取り組みを応援します

地域の関係機関・団体の協力を得て、市民の皆さんが、食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための支援および環境の整備を推進します。